

## 特定家畜伝染病発生に備えた防疫計画に関する地元警察等との連携

県央家畜保健衛生所

岡 京子      山上 倭生  
長 祥子      窪田 英俊  
英 俊征

### はじめに

本県は畜舎と住宅、道路が近い都市型畜産が特徴である。

特定家畜伝染病(伝染病)発生時は、まん延防止、交通量増加に伴うトラブル防止のために道路の通行規制が必要な農場が多数ある。

家畜伝染病予防法第 15 条には、「都道府県知事又は市町村長は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、(中略)七十二時間を超えない範囲内において期間を定め(中略)疑似患畜の所在の場所(中略)とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる」と定められている。また、特定家畜伝染病防疫指針では「法に規定されている上限の 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。」と記載されている。このことから、家畜伝染病予防法を基に通行規制を実施可能期間は、原則、確定検査陽性から防疫措置完了までとなる。しかし、県内には「防疫措置完了 72 時間以内」の目安である、鶏 6 万羽、豚 2 千頭より多い飼養頭羽数の農場が多数ある。よって、防疫指針に基づき、防疫措置及び通行規制期間が 72 時間以上になる旨を警察等道路管理者と事前に協議しなければならない。(図 1)

また、速やかな防疫措置開始、かつ作業者の安全確保を行うためには家畜伝染病予防法の対象外になる確定検査中や防疫措置完了後の資機材撤退期間も通行制限を掛けることが理想となる。そのため、この期間は道路交通法、道路法での道路使用許可、道路占用許可で補う必要がある。

通常時、道路使用許可・道路占用許可は申請から決裁期間を経て許可を得る。しかし、発生時には電話等での連絡後に通行制限を行い、後日、書類を提出するという方法が理想となる。そのため、警察や土木事務所等の道路所管部署と平常時から連携を強めることが不可欠である。(図 2)

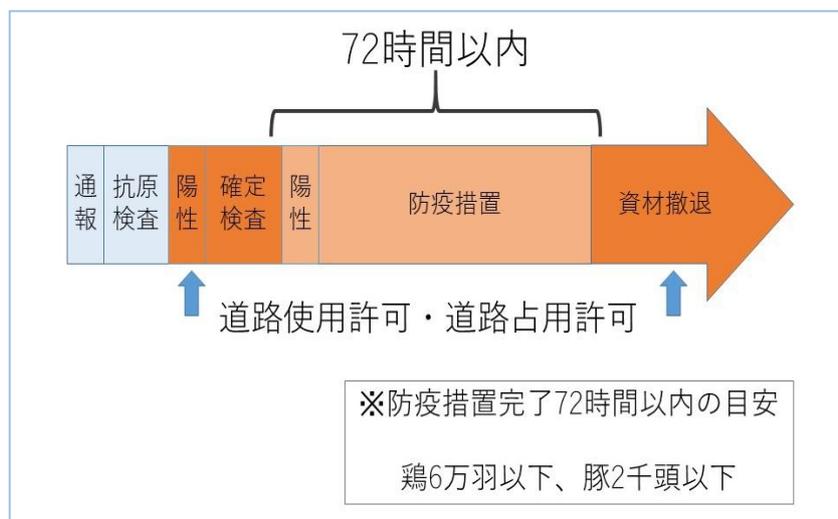


図1 伝染病発生時通行規制する期間

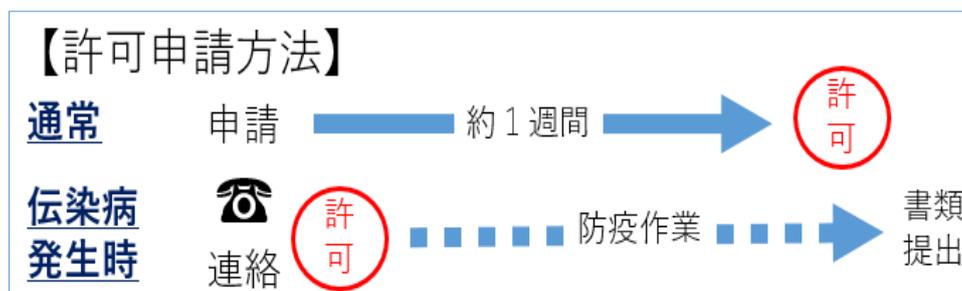


図2 道路使用許可、道路占用許可申請方法

### 警察署との協議

#### 1 県警本部との打ち合わせ

平成30年1月と2月に、県警本部、県畜産課、家畜保健衛生所の3者で、伝染病発生時、特に当時流行していた鳥インフルエンザ発生時の通行規制について意見交換を開始。防疫措置に理解いただき、各地元警察と通行規制の案について具体的な協議を行うよう助言された。

#### 2 地元警察協議開始

県警本部からの助言を受け、平成30年4月から地元警察署との協議を開始。まずは養鶏団地や養鶏場が密集した地域を中心に表1のとおり、8カ所で協議を行った。

このとき使用した資料は、当時流行していた鳥インフルエンザを中心に伝染病の説明、発生時の防疫スケジュール、各農場の通行規制案を使用した。

通行規制は農場に隣接し、汚染の可能性がある道路で行う。案には通行規制の始点終点を記載した。農場に土地の余裕がない場合は、防疫作業者の脱衣スペースとなる現場事務所を道路上に設置する場合もあり、この場合は図面上に記載した。(図3)

協議の結果、警察からの助言には通行規制の際、迂回路の設定を行うこと、迂回路が通行人にわかるよう看板や地図を配布するとよい、警備員を配置し混乱が起きないようにすること、などがあった。助言を踏まえ、交差点から規制にするといった検討や規制案に看板等の配置場所を記載するように見直した。また、渋滞しやすい道は規制しないで欲しいという、意見もあったが、まん延防止上どうしても必要な場所はその重要性を改めて説明した。

表1 協議開始期

年度	訪問日	警察署
H30年度	H30.4	厚木警察署
	H30.6	相模原南警察署
	H30.11	海老名警察署
	H30.11	大和警察署
	H30.12	麻生警察署
	H30.12	宮前警察署
R1年度	R1.10	相模原警察署
	R1.10	相模原北警察署



図3 通行規制案の一例

### 3 養豚場通行規制協議開始

令和2年2月からは豚熱の国内発生拡大を鑑み、養豚場密集地域を所管する地元警察とも協議を行い、通行規制の案への助言を仰いだ。

この時、説明資料には各農場の通行規制案に加え、レンダリング装置の写真などを追加した。

先ほどの助言に加え、大型車両の通行も想定した迂回路設定や警備員や看板の配置箇所の助言、複数戸同時発生時の規制も想定した方がよいという助言があり、案の見直しを行った。また、数年ごとに定期会議を行いたい、という提案も出た。

表 2 養豚場を含めた協議状況

年度	訪問日	警察署
R1年度	R2.2	津久井警察署
	R2.2	横須賀警察署
R2年度	R3.2	港北警察署
	R3.2	戸塚警察署
	R3.2	緑警察署
	R3.2	都筑警察署
	R3.2	泉警察署

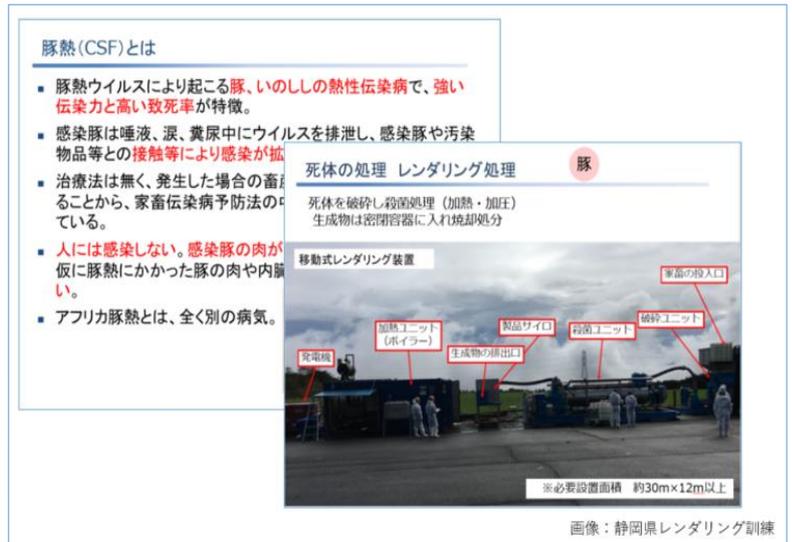


図 4 追加説明資料

#### 4 相模原市内豚熱発生に伴う変化

各警察署で協議を行っている最中、令和3年7月に県内相模原市で豚熱が発生。事前に伝染病の説明を行っていたため、警察から速やかに理解を得られた。また、作業を進めるうちに規制範囲の変更も必要になったが、迅速に同意を得られた。

この事例を受け、改めて、家畜伝染病予防法適用外の時間にも道路使用の重要性が分かり、同年9月に再度県畜産課と家保で県警本部に訪問。意見交換を実施。通行規制の考え方、申請書類の出し方等、改めて整理を行い県畜産課から県警本部へ道路使用許可に関する依頼文が発出。（図5）本依頼文は県警本部から各地元警察署へも共有され、申請書類の対応方法が周知された。



写真 1 相模原市内豚熱発生時通行規制場所

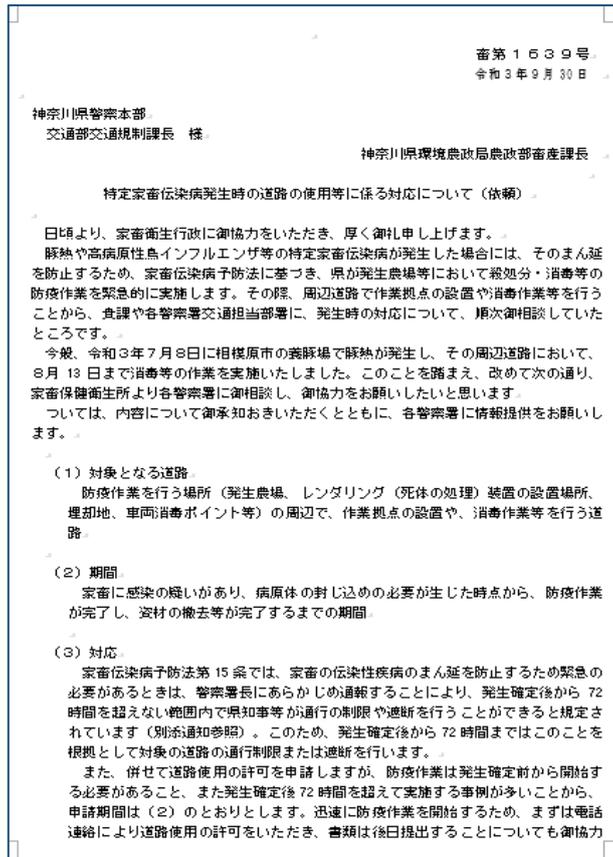


図 5 畜産課から発出された依頼文

5 県央家保管内全警察との協議完了

令和3年12月および令和4年5月で表3のとおり、警察署3カ所を訪問。県央家保管内で養豚、養鶏農場のある地区の警察署全18箇所ですべて1回目の協議を完了させた。

表 3 協議1回目完了

年度	訪問日	警察署
R3年度	R3.12	三崎警察署
R4年度	R4.5	多摩警察署
	R4.5	高津警察署

6 2回目の協議開始

現在は防疫計画の更新、新規開業、廃業等の情報提供がある警察署を中心に2回目を開始。令和5年1月末時点では表4のとおり、9件の警察署と2回目の協議が完了している。

2 回目の協議では 1 回目の協議時と比べ伝染病のまん延防止に理解があり、まん延防止を考慮した迂回路設定、作業動線なども安全を考慮した規制範囲への助言を得られることが多くなった。また、依頼文によって、申請方法も通行規制を行った後に申請することの同意が得やすくなった。その一方、再協議までに 3 年以上間隔が空くと警察側で人事異動があり、担当者の理解度や認識に変化を感じることもあった。

このことから、継続的な協議が必要不可欠であるとわかった。

表 4 協議 2 回目の状況

年度	訪問日	警察署	内容
R3年度	R3.10	厚木警察署	計画更新
	R3.12	横須賀警察署	新規計画、計画更新、廃業情報
R4年度	R4.5	麻生警察署	計画更新
	R4.5	宮前警察署	計画更新
	R5.1	港北警察署	計画更新
	R5.1	戸塚警察署	計画更新
	R5.1	緑警察署	計画更新
	R5.1	都筑警察署	計画更新、廃業情報
	R5.1	泉警察署	計画更新

## 土木事務所等との協議

### 1 協議歴

テントや看板等、道路上に設置物を置く際には県土木事務所や市町村の道路管理部署にも占有許可が必要となる。そのため、警察署と同様に表 5 のとおり、現在 13 ヶ所の道路管理者と調整を開始している。

### 2 協議内容

土木事務所等との協議では警察での協議結果を共有し、看板等設置物の場所についての助言や、手続き方法について協議を行っている。

また、市町村道路管理者の対応には市町村の農政担当が県との仲介も行っているため、スムーズに協議が進行している。一部市町村では申請書類の事前確認も行っており、書類確認を介して担当

者同士の連携を構築している。

表 5 道路占用業務所管課との協議状況

年度	訪問日	道路占用業務所管課
H30年度	H30.5	厚木土木事務所
	H30.6	愛川町 道路課
	H30.7	相模原市南土木事務所
R1年度	H31.12	綾瀬市 土木部
	R2.2	津久井土木事務所
	R2.2	横須賀土木事務所
R2年度	R2.10	横須賀市 農業振興部→土木部
	R3.3	横浜市泉土木事務所
	R3.3	横浜市戸塚土木事務所
	R3.3	横浜市緑土木事務所
	R3.3	横浜市都筑土木事務所
	R3.3	横浜市港北土木事務所
	R3.3	横浜市北部農政事務所
R3年度	R3.12	愛川町 道路課
R4年度	R4.6	厚木土木事務所

### まとめ

平成 30 年 1 月より、県警本部の意見交換をきっかけに地元警察署との協議を開始。規制案への助言を仰いだ。

令和 3 年県内豚熱発生を経て再度県警本部と意見交換。県畜産課より発生時の対応について依頼文発出され、道路使用の方法や申請方法について再度整理された。

令和 4 年 5 月養豚場養鶏場を所管する全地元警察との 1 回目の協議が完了。現在 2 回目の協議に入っている。1 回目の協議から再協議までの期間が空くと、担当者の人事異動などで理解度低下が起きる場合があるため、定期的な協議が必要であることが分かった。

また、土木事務所等とも道路占用許可の調整を開始している。

これらの取組みにより、警察署、土木事務所等道路管理者と連携し、事前に案を協議することで、伝染病発生時、迅速な対応が可能となった。

今後も定期的に協議を行い、連携の強化を図っていく。